

マイナ保険証 Q&A

Q 7 マイナ保険証の登録を解除すると、付与されたマイナポイントは返さないといけないか？

A **ポイントを返還する必要はありません！**

マイナ保険証の登録を解除した場合も、マイナンバーカードを返上した場合もマイナポイントを返還する必要はありません。

Q 8 薬局で「マイナ保険証でない」と受付できないと言われました。どうすればいい？

A **「マイナ保険証でない」と受付できないは間違いです**

すべての医療機関・薬局で現行の健康保険証や資格確認書での受診が可能です。保険診療をする際に、マイナ保険証でないと言えない医療機関・薬局はありません。「マイナ保険証でないと言えない」との説明は、間違いです。政府が強引にマイナ保険証の普及を進めている結果、医療機関や薬局の一部ではそのような誤った案内がされているようです。「マイナ保険証でなくても受診できます。国の通知でもそう示されています」と返答してください。



Q 9 加入している健康保険から「資格情報のお知らせ」という紙が送られてきました。切り取って使うことができるカードサイズの「お知らせ」もついています。このお知らせは保険証と同じ様に利用できるものですか？

A **「資格情報のお知らせ」は保険証として利用することはできません。**

「資格情報のお知らせ」は、システムエラーなどで医療機関の窓口でマイナ保険証が利用できない場合に、マイナ保険証と一緒に提示して利用します。裏面にある「資格確認書」とは異なりますのでご注意ください。「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」の発行対象は、加入する健康保険によって異なります。詳細は下記QRコードから確認できます。

(作成：愛知県保険医協会 2024年10月11日現在)

発行：マイナ保険証一本化反対実行委員会

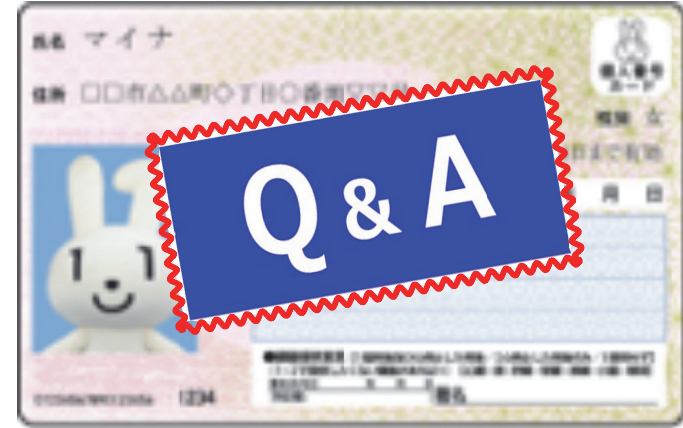
愛知県医療介護福祉労働組合連合会／愛知県
社会保障推進協議会／愛知県保険医協会／憲
法と平和を守る愛知の会／憲法をくらしと政
治にいかす 改憲NO！あいち総がかり行動
／秘密法と共謀罪に反対する愛知の会

連絡先 名古屋第一法律事務所（中川）
TEL 052 211 2236
FAX 052 211 2237
no_himitsu@yahoo.co.jp
https://nohimityu.
exblog.jp/i26/



最新情報は
こちら→

マイナ保険証



結論！
マイナ保険証の取得を急ぐ必要はありません！



2024/9/29 名古屋市栄でアピールしました

マイナ保険証 Q&A

Q 1 2024年12月2日以降、今の保険証は「新規発行停止」と言われていますが、今の保険証は使えなくなる？

A そのまま利用できます！

※2024年12月1日以前に発行された保険証は12月2日以降も最長1年間そのまま利用できます。保険証に有効期限が記載されている場合はその期日まで利用できます。

【現行の健康保険証の有効期限例】

| 加入保険 | 現行健康保険証の有効期限 |
|------------------|--------------|
| 名古屋市国保 | 2025年7月31日 |
| 後期高齢者医療 協会けんぽ | 2025年12月1日 |

※マイナ保険証を持っていない方が、2024年12月2日以降に加入保険が変更になった場合は、変更日以降は「資格確認書」で受診できます。

Q 2 2024年12月2日以降、現行の保険証の有効期限が切れたらマイナ保険証でないと受診できなくなる？

A 資格確認書が自動送付され、今まで通り受診可能！

マイナ保険証を持っていない人（マイナンバーカードを取得していない人、マイナ保険証登録を行っていない人）には、加入している保険者から「資格確認書」が自動で送られてきます。記載内容は現行の保険証と同じで、この「資格確認書」を持参すればマイナ保険証がなくても、今まで通り受診できます。

Q 3 資格確認書はいつ頃送られてくる？

A 保険証の有効期限が切れる前に送付されます！

名古屋市国保や後期高齢者医療なら2025年7月、協会けんぽなら2025年11月に送られてきます。保険者によって有効期限は異なりますが、いずれの場合も、保険証の有効期限が切れる前に「資格確認書」が送付されてきます。

Q 4 マイナ保険証があるとより良い医療を受けることができる？医療機関で薬の情報を確認して、薬の飲み合わせや分量を調整してもらえると聞いたけど？

A 薬の情報はお薬手帳の方が最新！

政府は、より良い医療を受けられる理由として「過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになる」ことをあげています。しかし、現在、見ることができる過去の薬剤情報はおよそ1カ月半前までです（直近1カ月半の情報がみられません）。医師が薬を処方する際に最も必要な情報は、現時点で飲んでいる薬ですが、肝腎の情報は見ることはできません。現時点で飲んでいる薬は「お薬手帳」を持参すれば確認することができます。



Q 5 厚労省作成のポスターに、受診するための手続きが「とっても簡単！マイナンバーカード」と書いているが？

A 簡単なのは「現行保険証」

医療機関への受診手続きは、現行保険証なら、受付窓口に保険証を提出するだけで済みます。ところが、マイナ保険証では、1) マイナカードを読み取り機械にかざし、2) 暗証番号の入力か顔認証で本人確認、3) 診療情報開示の同意可否、4) 健診情報の同意可否、5) 高額療養費制度利用の確認、6) さらに子ども医療などの医療証・受給者証は窓口に提出が必要です。

お年寄りや身体の不自由な方、熱を出した子どもを抱えた保護者にとって、どちらの受付が簡単なのかは一目瞭然です。

Q 6 マイナ保険証を持っていると資格確認書はもらえないのか？

A マイナ保険証の登録を解除すればもらえます

マイナ保険証を持っている方には原則として資格確認書は交付されません（※1）。資格確認書がほしい場合は、マイナ保険証の登録を解除（※2）するか、マイナンバーカードを返上すれば資格確認書が交付されます。

※1 要介護高齢者や障害者等の「要配慮者」は、申請すればマイナ保険証を持っていても資格確認書が交付されます。

※2 マイナ保険証の登録解除は2024年10月28日から可能になる予定です。手続き方法などをご自身が加入している健康保険の担当窓口にお問い合わせください。